主

原判決を破棄する。 被告人を懲役壱年に処する。

原審並当審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

里 由

堤弁護人並被告人の控訴趣意は末尾添附書面記載の通りである。

第一点 原審は証人Aの取調請求を却下し検第十二号を証拠に引用した不法ありとの点について刑事訴訟法第三百八条並刑事訴訟規則第二百四条の規定により第一者裁判所は公判廷において検察官及被告人又は弁護〈要旨第一〉人に対し証拠の証明力を争うことができる旨告げねばならぬことは所論の通りであるが、本件記録に弁護人は自ら進み被告人の妻Aを証人として取調請求をしているので被告人並弁護人は自ら進み被告人の要とする適当な機会を与えられており既に自ら進みに必要とする適当な機会を与えられており既に自ら進みであるができる旨告げなくとも同規定に違反するものとはでは、況んや原審裁判所は弁護人の右取調請求を却下する旨決定を宣してとができる旨を告げているので右規定に違背している点は毫もない。〈要旨第二〉又裁判所は取調請求のあつた証人を取調ぶるか怎うかは裁判所の自由

〈要旨第二〉又裁判所は取調請求のあつた証人を取調ぶるか怎うかは裁判所の自由な裁量により決定せらるべきもので被告〈/要旨第二〉人側にとり唯一の証拠調の請求を排斥したからと謂うて訴訟手続上何等違反はなく、検第十二号Aの供述調書は原審に於て被告人並弁護人は共に証拠とすることに同意しており、且本件記録上右供の証明力は自由なる心証によつて判断し、之を公訴事実認定の証拠に供するは自由である。弁護人は被告人に反対訊問の機会を与えない書面であるから証拠とすることはできないと謂うのである。なるほど検第十二号は右却下により被告人に反対訊問の機会を与えない書面であるから証拠とする法律第十二号の機会を与えない結果に陥つてはいるが、此の場合刑事訴訟法第三百二十条の外例に当り日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急措置に関する法律第十二条の如き規定のない新刑事訴訟法による手続に於ては採用さるべき限りでなく弁護人の論旨は理由がない。

第二点 事実誤認について、

本件記録にという。 本件記録によると、は当初から本件犯行を否認しているのであるが、、然を客官に対るBの供述調書によると本件被害者の一人であるBは盗難を被つたのであると、然をできまたといるの供述調書によるとは言語をといるのとと、といるのとという。 一人であるBは当時をといるのであるが、然をできままであるBは当時を表現した。 一人であるBは当時であるBは当時である。 一人であるBは一十五年四月二十六日日日時後と認知時の各語によると、は、 一人の場所に対して、一人の時間の経過により、といるの時間の経過にあるが共によるの時間の経過はあるが共によるの時間の経過はあるが共に別のででも、 一人の間に多少の時間の経過はあるが共にから、 一人の間に多少の時間の経過ないが其にから、 一人の間に多少の時間の経過ないが共にから、 一人の間に多少の時間の経過ないが共にから、 一人の間に多少の時間の経過ないが表して、 一人の間に多少の被告人を中のは、 一人が表別では、 一人が表別であるとに、 一人が表別では、 一人が表別では、 一人が表別では、 一人が表別であるとに、 一人が表別であるとに、 一人が表別であるとに、 一人が表別であると、 一人が表別である。 一人が表別であると、 一人が表別である。 一人が表別であると、 一人が表別であると、 一人が表別であると、 一人が表別であると、 一人が表別である。 一人がある。 一がなる。 一がなる。

第三点 量刑不当について、

仮釈放中の犯行でその悪質を大に窺われるのではあるが、本件は犯行直後発覚したため幸に被害品は全部被害者に返されたことや、被害額その他被告人の家庭の情況等を参酌するとき、原審量刑は聊過重に失するのでこの点において原判決は破棄を免れない。

仍て当裁判所は刑事訴訟法第三百八十一条第三百九十七条第四百条但書により更に裁判をする。

原審判決が確定した被告人の(一)(二)の各所為は刑法第二百三十五条第六十条に夫々該当し併合罪であるから、同法第四十五条第四十七条第十条により犯情の重い(一)の罪の刑に法定の加重をした刑期範囲内で被告人を懲役一年に処し訴訟

費用は刑事訴訟法第百八十一条により第一、二審共被告人に負担させることとする 仍て主文のとおり判決する。 (裁判長判事 石橋鞆次郎 判事 筒井義彦 判事柳原幸雄)